

## 銚田・大洗広域事務組合組織規則

制定 令和3年4月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、銚田・大洗広域事務組合事務局設置条例（令和3年銚田・大洗広域事務組合条例第4号）に規定する事務局の組織及びその分掌事務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(係の設置)

第2条 事務局に次の係を置く。

- (1) 総務係
- (2) 施設整備係

(係の分掌事務)

第3条 係の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、各係相互に事務をさせることができる。

- (1) 総務係

- ア 公告式に関する事。
- イ 条例、規則等の制定及び改廃に関する事。
- ウ 文書の收受、整理及び保存に関する事。
- エ 公印の管理に関する事。
- オ 組織機構に関する事。
- カ 情報公開及び個人情報保護に関する事。
- キ 職員の人事管理、勤務条件等に関する事。
- ク 入札及び契約に関する事。
- ケ 指名業者の選定に関する事。
- コ 財産の取得、管理及び処分に関する事。
- サ 予算の編成、執行及び調整に関する事。
- シ 財政状況の公表に関する事。
- ス 組合債及び一時借入金に関する事。
- セ その他、他の係に属さない事。

- (2) 施設整備係

- ア 施設建設に関する事。
- イ 施設建設の執行管理及び総合調整に関する事。

(職制)

第4条 事務局に事務局長、係に係長を置く。ただし、必要があるときは、事務局長補佐を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、上司の命を受け、局務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。